

○東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校授業料免除及び徴収猶予取扱規則

〔昭和38年10月18日〕
制 定

改正 昭和50年9月18日 昭和51年4月1日
昭和53年2月16日 平成11年4月15日
平成12年7月13日 平成16年4月1日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成29年1月19日

第1条 東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校校則第27条第3項の規定に基づき、授業料の免除及び徴収猶予の取り扱いは、この規則の定めるところによる。

第2条 授業料の免除（休学による免除を除く。）及び徴収猶予について、生徒又はその生徒の学資を主として負担している者の願い出があった場合は、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を参考として、各期ごとに学長が許可する。

第3条 授業料を免除することのできる場合及びその金額は、次のとおりとする。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、その期の授業料の全額又は半額
- (2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合は、未納の授業料の全額
- (3) 生徒の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、納付困難と認められる場合は、死亡の翌期及び翌々期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、この死亡時期がその期の授業料の納付期以前であるときは、その期及び翌期の授業料の全額又は半額
- (4) 生徒又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合は、災害発生の翌期及び翌々期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、この災害発生時期がその期の授業料の納付期以前であるときは、その期及び翌期の授業料の全額又は半額
- (5) 授業料の未納を理由として除籍された場合は、未納の授業料の全額
- (6) 徴収猶予の許可を受けている生徒が願い出により退学を許可された場合は月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額
- (7) 入学料の免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者であって、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校入学料免除及び徴収猶予取扱規則第6条第7項に規定する所定の期日までに入学料を納入しない理由により除籍された場合において、授業料が未納である場合は、未納の授業料の全額

第4条 休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。

第5条 第3条第1号又は第3号により授業料の免除を受けようとする者は、その期の授業料の納付期限までに次の書類を添えて願い出なければならない。

- (1) 授業料免除願書
- (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる生徒又は学資負担者の居住地の市区町村長発行の所得証明書
- (3) 学資負担者が死亡した場合は、死亡が確認できる証明書

(4) 当該生徒又は学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合は、その者の居住地の市区町村長発行の罹災証明書

(5) その他附属高校が必要と認める書類

第6条 生徒が、次の各号の一に該当する場合は、その期の授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 生徒又は学資負担者が風水害等の災害を受け、期限までに納付困難と認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

第7条 授業料の徴収猶予は、その期の末日までの延納及び月割分納とする。

2 月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

第8条 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、その期の授業料の納付期限までに猶予願を提出しなければならない。

第9条 授業料の免除又は授業料の徴収猶予を許可された者は、その理由が消滅したとき、速やかに届け出なければならない。

2 前項の届け出があったとき及び願い出の書類に虚偽若しくは不正の事実が判明したときは、運営委員会の意見を参考として、学長はその許可を取り消すものとする。

第10条 この規則に規定するもののほか必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和50年9月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和53年2月16日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月19日から施行する。